

平成27年度第1回

北海道防災会議原子力防災対策部会専門委員会

会 議 録

日 時：平成27年5月20日（水）午前10時30分開会
場 所：京王プラザホテル札幌 2階 エミネンスホール

1. 開 会

【事務局（清水主幹）】 定刻になりましたので、ただいまから、平成27年度第1回北海道防災会議原子力防災対策部会専門委員会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところをご出席賜りまして、感謝申し上げます。

私は、委員会の事務局を担当しております原子力安全対策課の清水と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

2. あいさつ

【事務局（清水主幹）】 それでは、開会に当たりまして、北海道総務部危機対策局原子力安全対策担当局長の橋本よりご挨拶を申し上げます。

【橋本原子力安全対策担当局長】 おはようございます。

担当局長の橋本でございます。

専門委員会の開会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げたいと存じます。

委員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、ご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げたいと存じます。

本日は、国の原子力災害対策指針の改正などを踏まえまして、道の地域防災計画の修正や平成27年度におきます原子力防災訓練につきまして、事務局の案を説明させていただき、ご意見をいただきたいと思っております。

また、原子力災害時に住民の方々が避難する際に放射性物質の付着状況を検査する避難退域時検査につきましても、事務局の検討状況をご報告させていただきたいと存じます。

原子力防災対策につきましては、UPZという30キロメートル圏内まで、あらかじめ防護措置を講じておくことになりまして、この間、道としては、13町村のご協力をいただきながら、避難計画の作成、医療機関や社会福祉施設等の計画の作成と支援に取り組んでまいっております。また、避難される方々を受け入れていただきます石狩や胆振などの市町村のご協力もいただきながら、受け入れ手順書の作成などにも取り組んでまいりました。

こうした取り組みにつきましてはほぼ完了しているところでございますけれども、防災対策に終わりはありません。今後とも計画に基づき、避難が円滑にできますよう、不断に取り組んでまいりたいと考えております。

専門委員の皆様におかれましては、本日の委員会も含めまして、今後とも、それぞれのお立場からのご意見やご助言を賜りますよう、お願いを申し上げたいと思っております。

以上、簡単でございますけれども、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（清水主幹）】 続きまして、昨年6月11日にこの委員会を開催しておりますが、前回の専門委員会以降に新たに就任された委員の方をご紹介します。

原子力防災対策関係者といたしまして、倶知安町長の西江委員です。

なお、本日、有識者委員の札幌国際大学人文学部心理学科の赤城委員と社会医療法人禎心会放射線治療研究所の晴山委員におかれましては、それぞれ職場の用務がございまして、やむを得ず欠席となっておりますので、ご報告申し上げます。

ここで、本日の配付資料の確認をさせていただきます。

皆様の方のお手元の資料は、次第、委員名簿、配席図がございまして。

次に、資料1-1は、北海道防災計画（原子力防災計画編）の修正（案）の概要についてです。資料1-2は、大冊でございまして、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）修正新旧対照表（修正案）という横長のものです。資料2は、平成27年度北海道原子力防災訓練について（案）という1枚ものです。資料3は、避難退域時検査についてという横長なものです。資料4-1は、平成27年度原子力防災に係る訓練計画です。資料4-2は、平成27年度原子力防災に係る研修計画です。資料4-3は、平成27年度原子力防災に係る広報計画です。

次第のその他になりますが、資料5-1は、地域防災計画・避難計画の策定と支援体制という横長のものです。資料5-2は、川内地域の緊急時対応（概要）です。

そのほか、常備資料として、お手元に北海道地域防災計画を含む数点の資料を置かせていただいております。こちらは非常に大冊でございまして、委員会終了後、事務局で引き続き保管させていただきますので、お持ち帰りにならなくても結構でございます。

それから、ご報告です。

本日、ニセコ町長の片山委員におかれましては、他の公務の都合がございまして、途中退席させていただきます。

それでは、これより先の進行は、本委員会の座長である小崎委員にお願いいたします。

3. 議 事

【小崎座長】 北海道大学の小崎でございます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

原子力防災は、平成24年10月に防災計画や避難の地域が拡大されまして、その策定が義務づけられております。それ以降、道と13町村におかれましては、防災計画の策定、実効性の向上のためにさまざまなご尽力をなされてこられたかと存じます。そうした中、ことしの夏に新しいオフサイトセンターが供用開始されると伺っておりますので、原子力防災対策の一層の充実が図られるものと期待しております。

本日は、6月に予定されております防災計画の修正、今年度の防災訓練の計画などに関連して事務局からご説明いただけるということですので、委員の皆様と意見交換などを行っていきたいと思っております。

どうかよろしくお願いいたします。

では、早速、議事に入りたいと思います。

まず、議題（１）北海道地域防災計画（原子力防災計画編）の修正についてです。

事務局よりご説明をお願いいたします。

【事務局（片岡主査）】 原子力安全対策課の片岡でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

座って説明させていただきます。

私からは、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）の修正についてご説明いたします。

お手元に資料１－１の北海道地域防災計画の修正案の概要についてという１枚もの、資料１－２の新旧対照表をご用意しておりますが、本日は、資料１－１の概要資料によりご説明を申し上げることといたしたいと思います。

まず、１の今回の計画修正の趣旨でございます。

今回の計画修正は、本年４月に国の原子力災害対策指針の改正がございまして、こうした各種の制度改正に伴う規定の整備を行います。それから、原子力災害時における道の応急活動体制の強化などを図るために所要の修正を行うものでございます。

次に、２の改正の概要でございます。

今回の修正のポイントは、大きく３点ございます。

まず一つ目のポイントは、さきに申し上げたとおり、国の原子力災害対策指針の改正に伴う修正でございます。

内容の１点目は、S P E E D I（放射性物質拡散予測システム）の運用でございます。

皆様方もご承知のとおり、S P E E D Iとは、気象条件や放射性物質の放出量等から放射性物質の拡散予測をするシステムでございますけれども、原子力規制委員会では、こうした拡散予測には不確実性が伴い、予測に基づいて住民避難を行うことは、かえって被ばく線量を増大させる危険性があるとの考えから、原子力災害時における住民避難等の判断は、あくまで緊急時モニタリングによる放射線量の実測値により行い、S P E E D Iは活用しないという方針を決定したことから、道の計画においても同様の考え方による修正を行うものでございます。

２点目は、U P Z外の防護措置でございます。

これまで、３０キロメートル圏外の防護措置については、原子力規制委員会が検討し、別途、原子力災害対策指針に盛り込むこととされていたところでございますが、このたびの指針改正に当たりまして、放射性物質が著しく異常な水準で放出されるようなケースにおいては、必要に応じて３０キロメートル圏外の地域においても屋内退避の指示を行うという方針を決定したことから、道の計画においても必要な規定を追加するものでございます。

次に、二つ目のポイントは、原子力災害時における道の体制強化という観点からの修正でございます。

内容の１点目は、道の応急活動体制の早期立ち上げということで、事態の進退に応じた

道の本部の設置や職員の配備体制を1段階前倒しするものでございます。原子力災害が発生した場合、道といたしましては、本庁に本部を、共和町に設置しているオフサイトセンターには、後志総合振興局の職員を中心として、現地本部を立ち上げる体制としております。

資料中段の表にあるとおり、原子力防災対策には4段階ございまして、これまで3段階目の施設敷地緊急事態という状況に至った場合に、本庁、現地において、警戒本部を設置し、さらに事態が悪化し、4段階目の全面緊急事態という状況に至った場合には、災害対策本部を立ち上げる計画としていたところです。

しかしながら、ご承知のとおり、PAZの地域におきましては、3段階目の施設敷地緊急事態の時点で高齢者などの要配慮者の方々の避難が始まりますので、道としても、災害対策本部として活動する必要があるという考えから、体制構築を1段階早めまして、この段階で災害対策本部を立ち上げ、円滑な住民避難に万全を期そうとするものでございます。

2点目は、医療機関や社会福祉施設等の要配慮者施設に係る避難体制の新設でございます。

これらの施設での避難においては、避難先の確保が大変重要な課題だと道としても認識しております。このため、道では、事前に避難先を確保していない施設につきましては、道の調整により避難先を確保することとしておりまして、この調整業務を災害対策本部の保健福祉班の分掌事務として計画に明記し、要配慮者施設の避難対策に万全を期そうとするものでございます。

続いて、その他の観点からの制度改正です。

1点目は、新オフサイトセンターの開設に伴う代替オフサイトセンターの指定です。

オフサイトセンターについては、共和町にある現在の施設が発電所から2キロメートルの地点にございますことから、同じ共和町内の10キロメートル地点に移転し、この夏に供用開始を予定しております。これに合わせまして、オフサイトセンターが複合災害などの被害に遭い、使えなくなった場合の備えとして、喜茂別町と寿都町の公共施設をそれぞれ代替オフサイトセンターとして指定するものでございます。

2点目は、避難退域時検査の実施でございます。

これは、従来、スクリーニングと言われておりまして、住民が避難する際、放射性物質の付着状況を検査しまして、一定の基準値を超える場合には除染を行うものでありますが、道の計画においても、こうした避難退域時検査に係る規定を追加するものでございます。

3点目は、早期避難が困難な要配慮者の屋内退避でございます。

福島の原子力発電所の事故からもわかりますように、高齢者などの要配慮者の方々につきましては、無理な避難行動により、かえって健康状態が悪化し、中には命を落とすに至ったケースもあったとの報告がなされております。こうした健康上のリスクがある方々につきましては、無理な避難を行うよりも、一定期間、放射線防護対策を講じた施設や放射線の遮蔽効果が期待できるコンクリート建物に屋内退避していただき、避難先の受け入れ

体制などを十分整えた後に避難する対策が必要であるという考えから、これを計画に明記し、要配慮者の方々の避難対策の充実を図ろうとするものでございます。

4点目は、緊急時モニタリング体制でございます。

原子力発電所で事故が発生した場合には、国が緊急時モニタリングセンターを立ち上げることになっておりますけれども、このセンターの運用につきまして、昨年10月、国が要領を策定いたしましたことから、道の体制についても、これを踏まえた所要の修正を行うものでございます。

今後のスケジュールといたしましては、本日の専門委員会の開催結果を踏まえまして、28日に開催される北海道防災会議幹事会、さらに、6月中旬に予定されております北海道防災会議に諮り決定する運びとしたいと考えております。

事務局案は、以上のとおりでございます。

ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

【小崎座長】 ありがとうございます。

ただいまご説明をいただきましたけれども、委員の皆様からご意見等をいただければと思います。

【片山委員】 1番目のSPEED Iを活用しないということについて、科学的にSPEED Iを活用することが正しいやり方だと思うのですが、いかがなものでしょうか。

【小崎座長】 国からそういう指針が出てきているため、それに沿って修正を行うという流れになっていると思うのですが、いかがでしょうか。

【事務局（清水主幹）】 ご意見をありがとうございます。

今、小崎座長からご説明をいただいたことは、そのとおりです。

SPEED Iにつきましては、先ほどご説明をしまして、一つの予測でございまして、これに基づいて住民の避難行動を開始させた場合、かえって被ばくのおそれがあると国では判断しております。

原子力防災対策につきましては、原子力発電所で異常な事態が起こったとき、5キロメートル圏内につきましては避難を開始します。また、5キロメートルから30キロメートル圏内につきましては、予防的に屋内退避を実施するということで、住民の方々の被ばくをできるだけ避ける取り組みを講じているという前提もございまして、そういう取り組みもしておりますので、シミュレーションの予測に基づく避難行動の指示などは行わないという決定がなされております。

ですから、UPZ圏につきましては、放射性物質が放出する事態に至った場合、緊急時モニタリングで放射線量を実測し、その上で避難指示を出すという国の考えでございまして、そこで、道といたしましては、関係法令に基づき、地域防災計画を定めなければいけませんので、国の考え方を踏まえて、計画の修正を行おうとするものでございます。

【片山委員】 我々素人が一般的に考えると、放射線量を実測して、既に高いときは、被ばくする可能性が大きいわけですから、屋内退避をいたします。しかし、それから外へ出

て、指定されたところに移動すると、当然、その間は被ばくするわけです。でも、予測が出ていれば、そのための行動をあらかじめ開始できると思うのです。

そもそも、避難誘導計画は、そういうおそれがある場合にそれらを活用するものだと思います。首長は住民の命と暮らしを守る責任がありますから、そういう判断について、SPEEDIの動き、あるいは、実際も見て、総合的に判断する役割があると思うのです。ですから、なぜSPEEDIを外すのか、理解できないのです。

それは、国の指針だからやらないのではなく、北海道として、道民の命と暮らしを守るわけですから、いかがなものかなと思います。

【小崎座長】 なかなか難しい問題だと思います。

予測が必ずしも正しいとは限りませんし、予測で低いと出たけれども、実測値は高いという逆の場合もあり得ると思います。そうすると、予防的避難措置などを行っていく中で実測値をベースにすることになるのかなと個人的には考えております。そういう考え方で国の指針も出てきていると理解しておりますけれども、事務局としてはいかがですか。

【事務局（清水主幹）】 ただいま小崎座長に補足いただいた考え方のとおりでございます。

SPEEDIにつきましては、いろいろなご意見がございますが、道といたしましては、国の原子力災害対策指針に従って計画を修正してまいりたいと考えております。

【小崎座長】 これは、なかなか難しいところがありまして、予測をどの程度信頼できるかです。完璧に予測できるシステムであれば、おっしゃっているとおりだと思うのですが、微妙なところが今回の指針の改正につながっているのかと理解しております。

そのほかございませんか。

【成松委員】 SPEEDIの情報は、例えば、発災したとき、判断材料としてどれだけの重きを置いて、誰が決めるのかということがあると思うのです。資料としないという話は、それで一つのやり方なのでしょうけれども、実際に発災したとき、SPEEDIの情報は公開され、知るべき人が知る情報となりますか。それとも、マスク（非公開）されますか。

【事務局（清水主幹）】 SPEEDIについては、原子力災害時の避難の防護措置の判断には使わないことになっております。

【成松委員】 使わないとか使うという状況は、想定でどう決めるかという話であって、事態が進めばいろいろな状況が考えられますよね。そういう状況は別ですが、情報そのものが入ってくるのか、それとも、SPEEDIというシステムが消えてしまって、そういう情報がなくなるのかを聞きたいのです。

【小崎座長】 参考資料程度にそういう情報が入手できるかどうかということですね。

基本的には、事前に手を打っていくという防災計画になっておりますので、その中で生のモニタリングデータが上がってくる状況にはなるとは思いますが、いかがですか。

【事務局（橋本原子力安全対策担当局長）】 予測結果については、国が公開することに

なりますが、私も、防護措置の判断に活用しないという部分については疑問に思っていたことがございますが、今、国の指針がこのように定まりました。しかし、幾ばくかの数値が出た際、それをもって避難する場合には、被ばくするおそれがあるのだから、もっと早目に避けられる対策がとれないかということはまさに本質だと思います。

今、参考情報として利活用ができませんということになっているのですが、これに関しても、各道府県からは、どのような使い方ができるのかについて、国に対して求めている状況でございます。これは、同じようなご心配があるからこそ求めているのです。あるいは、予測して、どう広がるかを出しますけれども、風は瞬時に変わってくる中、最初の情報に従って避難し、結果的に風下に避難するようなケースも考えられますので、国に使い方を示していただきたい。

実際のところ、SPEED Iは、福島事故では利用することができませんでしたので、そういった反省に立って、きめ細かに放射線量を把握するため、近いところから遠いところまで、モニタリングのポストをたくさんつけております。そこで、OILを超える数値が出たところをもって防護対策の区域を決めて、その方たちには30キロメートル圏外に避難をしていただくということです。これが福島事故の教訓、反省から得た対策です。

ですから、今、指針上では全く使わないということになっておりますが、各道府県としては何らかの利用の仕方があるのではないかという働きかけをしておりますので、その結果を踏まえて、いずれの段階でご報告を差し上げたいと思います。

【小崎座長】 放射性物質の拡散予測は、稲津委員がご専門ですので、コメントをいただければと思います。

【稲津委員】 実は、前回の委員会の際に片山町長と同じような意見を私も申し上げたことがあります。しかし、確かに、SPEED Iも含めて、気象における不確実性は避けられないのは間違いのないため、国からこのような指針が出ていることも理解できます。不確実性を減らすのが気象学の研究になりますので、今後、学者として、そういう研究を進めて、不確実性を小さくしていく努力はしたいと思います。

一方で、実測することによって、予測その他でわからない部分もわかってくるので、そういう情報を複合化することは極めて有益だと考えております。

【小崎座長】 国が指針を決めて、それに沿って修正するというので、扱いはなかなか難しいところかとは思いますが、これに関連してほかにはいかがでしょうか。

【松井委員】 積丹町長の松井です。

ご参考までに申し上げます。

このシステムを管理運用する省庁はどちらなのでしょう。

【小崎座長】 SPEED Iについてですね。

【松井委員】 そうです。

【事務局（清水主幹）】 管理運用は、原子力規制庁で行っております。

【小崎座長】 ほかにご意見などはございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

【小崎座長】 S P E E D I も含め、修正を図っていくこととなりますので、よろしくお願いたします。

次に、議題（２）平成２７年度の北海道原子力防災訓練に移ります。

事務局よりご説明をお願いいたします。

【事務局（齊藤主査）】 原子力安全対策課の齊藤と申します。よろしくお願いたします。

座って説明させていただきます。

私からは、平成２７年度に実施を予定しております北海道原子力防災訓練につきまして、資料２に基づいて説明させていただきます。

平成２７年度北海道原子力防災訓練について（案）をご覧ください。

北海道原子力防災訓練につきましては、昭和６３年度から毎年度実施しておりまして、今年度の実施で３０回目となります。平成２４年度からは、原子力災害対策重点区域が発電所から半径３０キロメートル圏に拡大されまして、後志管内の１３町村が重点区域となつてからは４回目となります。

ちなみに、平成２６年度、昨年度につきましては、１万人を超える住民の方々にご参加をいただきました。

まず初めに、１の訓練の目的でございます。

防災関係機関が協力して原子力防災対策を円滑に実施できるよう、関係機関の連携、防災業務関係者の防災技術の向上を図るとともに、地域住民の防災意識の高揚や防災対策に関する理解促進を図ることといたしまして、昨年度と同様としております。

次に、この訓練につきましては、道と１３町村の主権によりまして、３のとおり、今年度は１０月下旬の実施に向けて、現在、協議を進めております。

４の訓練内容の主なものでございます。

毎年度、訓練実施結果をまとめております。そこで、今年度につきましては、昨年度の訓練を実施した後にまとめたものを確認して、課題等を抽出いたしましたので、それを踏まえて内容を検討しております。

一つ目の四角ですが、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）の運営訓練といたしましては、先ほどからいろいろとお話させていただいておりますけれども、現在、共和町に新しいオフサイトセンターの建設を進めております。この夏に供用開始を予定しておりますので、この新オフサイトセンターを活用した初めての指揮所訓練をやってみようと思っております。

二つ目の四角ですが、住民の方々にご参加をいただく避難訓練といたしまして、屋内退避や３０キロメートル圏外の避難先への避難訓練を例年どおりに行うことはもちろんのこと、複合災害も想定いたしまして、ヘリコプター等による訓練を検討しております。

また、即時避難が困難な要配慮者の方達が一時的に屋内退避を行う施設といたしまして、国によって社会福祉施設等に放射線防護対策を講ずる事業が進められておりますので、こういった施設を活用して屋内退避訓練を実施することを検討しております。

さらには、30キロメートル圏内には、道内有数の観光地でありますニセコ地域が含まれておりますので、観光客の方達の避難に係る対応手順を確認することなども新たに組み込むことを検討しております。

三つ目の四角ですが、緊急被ばく医療活動訓練といたしまして、担当の保健福祉部と連携し、避難住民の方達の放射性物質の付着状況を検査いたしまして、基準値を超えた場合には除染するといった、避難退域時検査の訓練などにも継続して取り組んでまいります。

いずれの項目につきましても、具体的な内容等につきましては、今後、13町村はもとより、各関係機関の方達と協議しながら決定していくこととしております。

資料の最後になりますが、訓練実施後におきましては、次年度以降の実施に向けまして課題等を把握、整理するため、住民の方々へのアンケート調査や関係機関に対する事後調査も例年どおり実施する予定でございます。

私からの説明は、以上です。

【小崎座長】 ありがとうございます。

それでは、この件につきましてご質問やご意見がありましたら、よろしく願いいたします。

【成松委員】 委員をさせていただいてから、同じような視点からの指摘を言うことになりましたが、これに関して考えることが二つあります。

一つは、オフサイトセンターの情報共有の仕方です。

最初に見せていただいたときには、たくさん人間がばらばらに働いており、何が、どこで、どうなっているか、全くわからない状況でした。それで、道の方といろいろと調整させていただきましたが、昨年度はプロジェクター1台を用意していただき、現状を表示してもらいました。ただ、それには時系列的に起きたことが並んでいたのです。例えば、何時何分、何とか町の避難所に何人というシンプルな情報が時系列で並んでおり、それがどんどんとスクロールされ、時間がたったら見えなくなってしまうのです。そこで、そうまでするのであれば、もっと進歩的なことができないかと考えておりました。

実は、自分の病院の中にあるもので、防災対策に使おうと思っているものがあります。例えば、オフサイトセンターの中に八つの班があり、それぞれでいろいろなことをやっておりますね。それぞれにホワイトボードがあり、班中の人それぞれがそれを書いていきますから、そこでの情報共有ということではいいと思うのです。しかし、ほかの班の人は、それを見ても何もわからないのです。

また、必要な情報はすごく限られているということです。例えば、素人な部分もあるので、よくわからないのですが、自分の領域である傷病者や要介護者がそれぞれのまちに何人いて、何人の避難が完了して、何%であるかという数字が並ぶだけでも全体を把握する

ことができると思うのです。原子炉であれば、今の状況は安定しているのか、危機的なのかなどです。細かいことは専門家でないとうからないのですが、そういうことをみんなが一目で共有できるような情報提示体制ができないかと考えております。

そこで、道の方とも前に話したのですが、最初に必要とされる項目を洗って、それをつくっておき、枠の中に数字だけを書き込んで出していくのです。これはすごくシンプルですが、OFC（オフサイトセンター）の人間が見て、今、原子炉はこうなのだ、交通状況はこうなのだ、自衛隊は大変なことになっていて使えないのだなど、状況を判断できるような情報共有体制ができれば素晴らしいのではないかと考えております。

自分もアイデアを出しますが、可能であれば、そういう情報共有体制の方向に進めていただければありがたいと思います。

【小崎座長】 ありがとうございます。

ハードがことしの夏に供用開始ということですが、ソフトのさらなる充実を図っていただきたいというご意見かと思っております。いろいろと細かいことを言うと切りがないと思うのですが、そういう方向でソフトも充実させていただくということによろしいでしょうか。

【事務局（清水主幹）】 ご意見をありがとうございます。

オフサイトセンターの各班の情報共有につきましては、毎年度、課題として挙げられております。今、委員にご指摘をいただきましたものですが、昨年度は時系列的に場内に掲示いたしました。これは、視認性が余りよくなかったという点もございますが、適切な情報共有になっていたかは課題として残っております。

委員からご指摘をいただいたとおり、オフサイトセンターには機能班がございまして、発電所の状況を把握しているプラントチーム、住民避難の状況を把握する住民安全班、自衛隊、警察、消防などの実動組織の対策などを調整する実動対処班などがございます。それぞれの班が持つ重要な情報、あるいは、全体で共有すべき情報をピックアップして、オフサイトセンター内に掲示するなどの工夫については検討していかなければいけないと思っておりますので、今後ともご指導やご助言をいただければと思っております。

そして、昨年に訓練をやった際、場内アナウンスも活用すべきだという意見もいただいておりますので、こういったことにも取り組んでいきたいと思っております。

【小崎座長】 ありがとうございます。

今年度の防災訓練においても、改善点などをピックアップする貴重な機会かと思っておりますので、そちらも活用してということかと思っております。

ご意見やご質問はほかにもございませんか。

【成松委員】 訓練に関して、もう一つあります。

今年度に企画されている道路の渋滞対策の訓練に関してです。

実際にできるかどうかというアイデアは自分としても出てきていないのですが、渋滞によって影響を受ける傷病者や要介護者の優先車両については、これは外に出るだけでなく、泊原発に向かわなければならない車両などを順調に流すための方策が必要だと思う

のです。それを訓練に組み入れることは難しそうな気がするのですが、もし可能であれば、そういうアイデアを組み込んだ訓練にすれば、もっといいものになるかと思いますが、どうでしょうか。

【事務局（清水主幹）】 ありがとうございます。

この問題につきましては、交通規制や交通誘導を担当する道警とも話し合いをしております。その中での道警の考えとしては、訓練で共和町の国富交差点付近に警官を立たせ、5キロメートル圏内に一般の車両が入らないような規制をかける訓練をやっておりますが、もし事故が拡大した場合、30キロメートル圏の境界付近にも警官を配置し、圏外から圏内に乗り入れる一般車両の規制なども想定していることを確認しております。それによって、片側の車線がある程度あけて、圏外から圏内に入る緊急車両の通行の確保、あるいは、傷病者の搬送があった場合に片側を通行させ、圏外に早期に出てもらうような誘導も対応したいということを確認しております。ですから、道警でもオフサイトセンターからの指示を受け、そういったことに適切に対応していく考えを持っているようでございます。

ただ、いみじくも委員からご指摘をいただいたとおり、実動訓練で実際に渋滞の環境をつくり出すのはなかなか難しいでしょうし、片側の通行を止めることも一般の方々が日常生活を送っている中では難しい部分もあるかと思えます。ですから、実動訓練でどこまでできるかは検討が必要ですが、今ご指摘をいただいた点は、10月の防災訓練の前にオフサイトセンターで図上演習を予定していますので、その中のシナリオにそういった要素も入れて、行政機関の対応手順を確認する取り組みも検討したいと思っておりますので、今後ともご指導をよろしくお願いします。

【小崎座長】 ありがとうございます。

ご意見やご質問はほかにございませつか。

（「なし」と発言する者あり）

【小崎座長】 ありがとうございます。

次に、議題（3）避難退域時検査についてに移ります。

事務局よりご説明をお願いいたします。

【事務局（太田主査）】 原子力安全対策課の太田と申します。

座って説明させていただきます。

議題（3）の避難退域時検査についてご説明をさせていただきます。

資料3をご覧ください。

この資料は、原子力規制庁で作成いたしました原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアルを基に整理したものでございます。

2ページをご覧ください。避難退域時検査の目的についてです。

避難指示を受けた住民、ただし、放射性物質の放出前に予防的に避難をした住民を除き、避難指示を受けた住民の迅速な避難を確保しつつ、放射性物質の付着状況を検査し、避難場所などへの移動に問題がないことを確認するために実施するものとされております。ま

た、検査結果によっては、簡易除染などの処置を実施いたします。

真ん中の図をご覧ください。

O I Lに基づき、避難や一時移転を指示された住民は、避難場所などへ避難していただくわけですが、まず、重点区域、いわゆる30キロメートル境界周辺の避難退域時検査場所で汚染状況を確認するための検査を受けていただきます。検査の結果、除染の基準となりますO I L 4（4万c p m）以下である場合は避難所などへ避難していただき、O I L 4を超える場合は簡易除染を実施し、それでもO I L 4以下とならない場合につきましては医療機関などへ移動していただきます。簡易除染でO I L 4以下となった場合は避難所などへ避難していただくこととなります。

なお、避難退域時検査は、体表面汚染スクリーニングと物品のスクリーニングを兼ねるとされたところがございます。

3ページをご覧ください。2の検査の対象についてです。

O I Lに基づく防護措置としまして、避難指示を受けた住民、車両、防災用品などの携行物品が検査の対象となっております。車両を利用して避難した住民への検査は、まず車両の検査を行い、車両に汚染がない場合は住民も汚染がないものとみなし、速やかに避難をしていただきます。車両に汚染があった場合は、乗員の代表者に対して検査を行うこととしております。つまり、乗員の検査の代用として、まず、車両の検査が行われることとなります。

3の場所についてです。

30キロメートル圏の境界周辺の避難経路に面する場所などで一つの経路上に複数の場所を選定することとされております。次のページに候補地一覧がありますが、まず、考え方についてご説明をさせていただきます。

検査の場所につきましては、事故の規模や避難指示を受けた町村の対象区域や対象人口、また、災害の状況に応じまして、道が候補地リストの中から選定することを基本としております。選定に当たりましては、30キロメートル圏境界に位置する自治体の候補地を優先いたしますが、当該候補地の所在区域に避難指示が出された場合や当該施設が被災した場合などは、30キロメートル圏外の自治体の候補地を選定することとなります。さらに、状況によりましては、学校などの公共施設や別ルート of 候補地から選定することもあります。

次のページのリストにつきましては、現時点のものとして取りまとめたものでございまして、今後、さまざまな状況の変化に応じて、随時、見直しをしていきたいと考えているところがございます。

4ページをご覧ください。

避難退域時検査場所候補地の案でございます。

避難ルートとなります6エリアの複数箇所に候補地を選定いたしました。およそ1エリアに4カ所程度の候補地を選定しておりまして、災害の状況などに応じてこの候補地から

検査場所を選定したいと考えております。

1枚めくっていただきまして、5ページをご覧ください。

検査及び簡易除染の手順についてです。

まず、全体の流れでございますが、自家用車やバスなどの車両を利用して避難する住民の検査は、まず、車両の検査を行います。車両の検査結果がO I L 4以下であれば、住民や携行物品もO I L 4以下であるとみなし、車両に乗ったまま避難所などへ向かっていただきます。

車両の検査でO I L 4を超過する場合につきましては、乗員の代表者に対して検査を実施いたします。代表者がO I L 4以下ではない場合につきましては、乗員の全員に対して検査を行います。携行物品の検査につきましては、物品を携行している住民がO I L 4以下でない場合にのみ検査を行います。検査の結果、O I L 4以下でない車両、住民、携行物品には、簡易除染を行います。簡易除染によりましてO I L 4以下とならない場合につきましては、住民については除染が行える機関で除染を行い、車両や携行物品につきましては検査場所で一時保管などの措置を行います。

6ページをご覧ください。

GMサーベイメータを使用した検査方法についてです。

まず、車両についてでございますが、検査の指定箇所となっておりますタイヤ全輪とワイパー部をGMサーベイメータで検査いたします。検査の結果、6,000 c p mを超える場合につきましては、確認検査を実施いたします。確認検査では、指定箇所検査で検出された箇所を含めた検査箇所全てにおきまして検査を実施いたします。確認検査において4万 c p m (O I L 4)を超える場合は、簡易除染を行います。

続きまして、住民の検査についてです。

指定箇所であります頭部、顔、手、指、手のひら、靴底をGMサーベイメータにより検査を行います。検査の結果、6,000 c p mを超える場合は確認検査を実施し、4万 c p m (O I L 4)を超える場合につきましては簡易除染を行います。

次に、除染の方法についてです。

まず、車両の簡易除染については、原則、簡易除染員が実施いたします。簡易除染員は、ウエスなどで汚染場所を拭き取り、除染を実施いたします。住民の簡易除染は、原則、簡易除染員の指導を受けながら、住民みずから実施していただきます。衣服のみが汚染されている場合は脱衣をしていただき、頭皮や皮膚が汚染されている場合はウェットティッシュなどで拭き取りをしていただきます。車両や住民の除染の共通事項といたしまして、1回の除染で4万 c p m (O I L 4)以下とならない場合につきましては、2回を目安として除染を繰り返し、確認検査を再度実施いたします。また、流水による除染をする場合につきましては、排水は周辺環境や下水道への放流はせず、容器等に封入し、一時保管をいたします。

7ページをご覧ください。5の汚染物などの取り扱いについてでございます。

除染で発生しました汚染物などは、施錠可能な遮蔽効果がある保管場所に一時保管をいたします。汚染物の回収につきましては、国や原子力事業者と協議することとされております。

参考としまして、福島第一原発事故後のスクリーニング結果を掲載しております。

この結果によりますと、スクリーニングを受けました19万2,933人のうち、一番上段に記載しております0から1万3,000cpmの方々が19万1,937人で、全体の99.5%となっております。除染が必要な4万cpmを超えた方々が実際に何人いたのかはこの表ではわかりませんが、0.5%以下のごく少数であったことがわかるかと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

【小崎座長】 ありがとうございます。

今ご説明をいただきました検査内容について、ご質問やご意見がございましたら、お願いいたします。

かなり具体的に細かく説明をいただいたので、非常にわかりやすかったと思いますが、よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

【小崎座長】 ありがとうございます。

次に、議題(4)平成27年度原子力防災関係業務計画についてです。

事務局よりご説明をお願いいたします。

【事務局(齊藤主査)】 齊藤です。

座って説明させていただきます。

私からは、平成27年度原子力防災関係業務計画についてといたしまして、今年度を実施を予定しております原子力防災に係る訓練、研修及び広報事業の年間計画を簡単に説明させていただきます。

まず、資料4-1をご覧ください。

こちらは、訓練計画です。

先ほど説明いたしました北海道原子力防災訓練のほか、年間を通して、さまざまな訓練の実施を計画しております。毎月、関係機関と実施しております2の通信連絡訓練、各機関の災害対策要員にオフサイトセンターに参集していただく3のオフサイトセンター運営訓練、緊急時モニタリングの知識、技術の向上を図る4の緊急時環境放射線モニタリング講習会、医療関係者の方達を対象といたしまして、緊急被ばく医療に関する知識、技術の習得を図る5の緊急被ばく医療研修会、そのほか、各町村が行う個別訓練への支援も行います。

今年度も引き続き訓練を計画的に行っていきたいと思っております。

続きまして、資料4-2をご覧ください。

こちらは、国などが主催いたします研修の年間計画をまとめたものです。

この中では、2段目に記載しております、バス等運転業務者研修についてですが、原子力災害時には、住民避難用バスの確保、運行が大変重要な対策でありますことから、バスの運転業務者の方々などを対象といたしまして、放射線の基礎や防護資機材の取り扱いなど、必要な知識の取得を目的といたしまして、今年度から新たに取り組むものでございます。

そのほか、先ほど訓練の年間計画を説明いたしましたけれども、災害対策要員研修及び本部図上研修、緊急被ばく医療研修会、モニタリング講習会について、研修の一環といたしまして、再掲ではございますけれども、記載しております。そのほか、住民の方々や地域の小・中学校の生徒たちを対象といたしました学習会なども計画しております。

次に、裏面でございます。

こちらには、参考といたしまして、昨年度の実績を記載しております。

続きまして、資料4-3をご覧ください。

こちらは、地域の住民の方々に対しまして、原子力防災に係る正しい知識の普及と理解の増進を図るため、後志原子力防災だよりや原子力防災カレンダーなどの広報誌等を引き続き配付するほか、こちらも再掲となりますけれども、地域の学習会、学校学習会などの開催も予定しております。今年度も引き続き各種広報事業を実施する予定でございます。

こちらも、裏面に、参考といたしまして、26年度の実績を記載しております。

以上が原子力防災に関して計画しているものでございますが、いずれの訓練、研修、広報事業につきましても、13町村及び関係機関と連絡を密に行いまして、年間を通して計画的かつ効率的に実施していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

私からの説明は、以上です。

【小崎座長】 ありがとうございます。

ただいまご説明をいただきました件につきまして、委員の皆様からご質問やご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

【小崎座長】 昨年と同様に、着実に訓練を予定されているということかと思えます。

次に、次第の3のその他です。

資料5の説明を事務局からお願いいたします。

【事務局(清水主幹)】 原子力安全対策課の清水でございます。

座ってご説明いたします。

議題3のその他といたしまして、私から、資料5-1、資料5-2により、原子力防災関連の国の最新の動きなどにつきましてご報告させていただきます。

まず、資料5-1の地域防災計画・避難計画の策定と支援体制でございます。

地域防災計画、避難計画につきましては、下段に原子力規制委員会とありますが、そこが原子力災害対策指針をつくることとなります。そして、下段の真ん中あたりの中央防災会議が防災基本計画をつくることとなります。矢印が下から上に向かっておりますが、こ

れに基づきまして、道と13町村が地域防災計画や避難計画を策定することになります。

防災計画や避難計画は、その策定をもって防災対策が完了するわけではなく、その内容などの充実に継続的に取り組んでいく必要がありますことから、国におきましては、国として主体的に自治体の支援に取り組み、こうした取り組みを定着させていくという趣旨により、この3月に防災基本計画を改正しております。中段の一番右に地域原子力防災協議会とありますが、こちらを原子力発電所が立地する13の地域ごとに設置することとしております。

この協議会では、地域原子力防災協議会の枠の上には書いておりますが、PDCAサイクルによりまして、各地域の原子力防災対策を継続的に検討した上で、下の矢印のとおり、一番右下にある、内閣総理大臣を議長とし、関係閣僚により構成されております原子力防災会議に各地域で検討した避難計画などの原子力防災計画を報告し、了承を求めるとされております。

資料を1枚めくっていただきますと、平成27年3月20日付の内閣府政策統括官の文書を添付しておりますので、この資料で補足させていただきます。

2の協議会の運営をご覧ください。

一つ目の丸ですが、協議会は、(別紙1)の13地域に設置するとされております。

資料を1枚めくっていただきまして、3ページになりますが、(別紙1)として、地域原子力防災協議会の設置地域が示されておりました、泊地域にも設置されることになっております。

1枚めくっていただきまして、4ページになりますが、地域原子力防災協議会の構成員につきましましては、こちらにあるとおり、関係省庁の審議官クラスと道府県の副知事となっております。また、下段に米印がありますが、関係市町村及び電力事業者につきましましては、オブザーバー参加できることになっております。

次に、5ページにありますとおり、この協議会の下には事務レベルでの作業部会が置かれます。実質的な協議はこの作業部会で行うこととされておりました、米印に書いておりますが、協議会本体と同様、関係市町村の担当者あるいは電力事業者がオブザーバー参加できることとされております。

それでは、協議会はどんな活動をするのかという補足でございます。

申しわけございませんが、1ページにもう一度戻ってください。

3の協議会の活動に、協議会においては、以下を行うという記述がございます。

(1) 協議会では、要支援者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者に協力を要請する内容等につきましまして協議、調整して、内閣府や関係省庁はこれを支援するとされております。

(2) こうした協議、調整を行った各地域の避難計画などにつきましましては、原子力災害対策指針などに照らし、具体的かつ合理的なものであることの確認を行います。

そして、2ページに続きますが、内閣府政策統括官は、協議会における確認結果を原子

力防災会議・同幹事に報告し、了承を求めることとされております。

地域原子力防災協議会の具体的な活動としては、こういったことが予定されております。次に、資料５－２をご覧ください。

国の原子力防災会議の了承とは具体的にどういうものになるかをご説明したいと思いません。

先行事例として、九州川内地域の事例がございますので、資料５－２で紹介させていただきます。

ちなみに、資料５－２は、あくまで概要版でございます。実は、原子力防災会議に付議した資料は、パワーポイントで作成した約８０ページに及ぶ大冊でございます。こちらは内閣府のホームページにも掲載されておりますので、本日の委員会では概要版のみを配付させていただいております。

１から９にわたる項目が載っております、それぞれ、緊急時にどのように対応するのか、簡潔に整理されております。これは、昨年９月の原子力防災会議におきまして、この内容でもって具体的かつ合理的なものとの了承がなされております。

１枚めくってください。

上下見開きで資料をご覧になれるかと思いますが、最大のポイントといたしましては、避難・屋内退避の考え方でございます。

上段にはPAZにおける対応を、下段にはUPZにおける対応を整理しております。

まず、PAZにおける対応を見てください。

避難行動要支援者について、病院や社会福祉施設にいる方々あるいは在宅の方々、学校や保育所にいる生徒、児童、園児などに区分いたしまして、それぞれの対象者を明確にいたします。また、バスの台数や福祉車両の台数も明記されておりますが、何人いて、そういった方々が、どの時点で、どういう手段で、どこに避難するのか、さらには、無理に避難すると健康リスクが高まる方々は、屋内退避施設に向かうのだということをフローチャートで明確に整理しております。

下段のUPZにおける対応についてですが、同様の考え方で対象者を区分しております。また、バスや福祉車両の台数の明記まではないものの、PAZと同様、避難行動要支援者の対象者数や避難者の種別ごとの避難行動などをフローチャートで整理しております。

国におきましては、川内地域と同様の確認を各地域に、順次、水平展開していくこととしておりまして、今後、泊地域でもこのレベルの内容まで避難計画などを充実していくことが必要になると思えます。

現在、国の原子力防災会議への報告はいつごろになるのかなどはまだ明確になっておりませんので、今後、国と協議しながら、必要な検討を進めていくこととしております。できるだけ早期に原子力防災会議の了承をいただけますよう、道としても取り組んでまいり考えでございますので、引き続き、委員の皆様のご協力とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

私からは、以上でございます。

【小崎座長】 ありがとうございます。

それでは、この件につきましてご意見やご質問がございましたら、お願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

【小崎座長】 なかなか大変な作業がこれから控えておりますけれども、関係の皆様で対応していけるよう、ご協力をお願いしたいと思います。また、私ども専門委員も、できる限りお力添えしたいと思っております。

それでは、これで議題は以上となります。

最後に、事務局から何かございませんか。

【事務局(清水主幹)】 特にごございません。

【小崎座長】 そうしますと、議事は以上となります。

最後に、特にご発言等ございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

【小崎座長】 それでは、以上をもちまして、本日の専門委員会を終了いたします。

本日は、委員の皆様には、ご議論をいただきまして、ありがとうございました。

進行を事務局にお返しいたします。

4. 閉 会

【事務局(清水主幹)】 委員の皆様、ご審議をありがとうございました。

本日の専門委員会は、以上をもちまして終了させていただきます。

大変お疲れさまでした。

以 上